大 監 第 6 号 令和 2 年 4 月 23 日

 大阪市監査委員
 松
 井
 淑
 子

 同
 田
 辺
 信
 広

 同
 杉
 田
 忠
 裕

住民監査請求について(通知)

令和2年2月27日付けであなたから提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第5項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明 書の内容は省略した。

(1) 監査請求の要旨

ア 平成 29 年 5 月 24 日付け大監第 12 号住民監査請求について(通知)における大阪 市の意見の要旨

「大阪市西成区『地域活動協議会』 (以下、地活協) の区長認定に関する要綱」で「地活協には、民主的で開かれた組織運営」(A) と表示

「会計の透明性が求められ、経理的基礎を有すること」が要請されており。(B) と表示

これらを満たさない場合は地活協としての認定を取り消さなければならない。

- イ 対象となる財務会計上に「透明性と経理的基礎を有していない会計処理」の事実。 (B)
 - ・平成30年度会計報告書(5月28日監査)を町会長・女性部長会議[5月定例会] で配布した。
 - (ア) 平成 29 年度決算報告書の(次年度繰越金)金1,176,371 円が平成30 年度の会計報告書の(前年度繰越金)として計上しなければなりません。
 - (イ) ところが、配布された平成 30 年度会計報告書の(前年繰越金) は金 1,328,263 円と計上され内容不明の金 151,892 円が加算されているのです。
 - (ウ) (街路防犯灯) [収入の部] (補助金) 金 360,627 円に対して [支出の部] が金 480,836 円で計上され、差額金 20,209 円が [過剰支出金] となっています。
 - (エ) 平成30年度会計報告書の(次年度繰越金)は金1,071,122円(平成31年3月末の通帳残高)で確定します。
 - (オ) 平成30年度の[手持ち活動現金] 金86,388円が平成31年度収支予算書の前期繰越金に記載が無く、不明金となって消えています。
 - (カ) 平成 30 年度修正会計報告書 (7月 30 日監査) に [街路防犯灯の過剰支出金] 金 120,209 円を (エ) の原則を無視し、繰越金に加算計上しています。
 - (キ) 金86,388 円と金120,209 円の計金206,597 円は繰越金とは別の [手持ち活動現金] で修正計上し、同額金206,597 円を通帳に入金処理しなければなりません。
 - 平成 31 年度収支予算書の前期繰越金に記載が無く、(オ)と同様の会計処理で金 206,597 円が無く、不明金となって消えています。
 - (ク) この(オ) (キ) は「単なる間違い」では無く、帳簿から現金を消す為の悪質な会計手法です。
 - (ケ) 副会長(a氏)は「不明金(金120,209円+金86,388円)=計金206,597円は(b社協)に入金し、(b地活協)の支払いにした」と理解できない説明をした。
 - ・修正会計報告書で(イ)の内容不明の加算金金 151,892 円を [地活協返戻金]で計上しているが [地活協補助金] (市の補助金)は [返戻金] にはなりません。 6月期 [定例会議]で、会計担当者は「金 151、892 円は前会計から引き継いだ現金」と説明した。
 - ・金 151,892 円の具体的な会計処理方法を会計報告 [平成 29 年度 b 地活協補]を 参考にして、地活協補助金(市からの補助金)を箇条書きにして、会長、副会長、

会計あてに「会計報告の再修正」の要請通知をした。

- ・会計担当者は [再修正] せず、12 月期 [定例会議] で「前会計からの引き継いだ 現金」と説明し、市の補助金(市費) 金 151,892 円を [地域活動補助金] で計上せ ず、(オ) (キ) と同じ会計手法で不明金として、消したのです。
- ・平成 30 年度 b 地域活動協議会全事業の収支報告書の [収入の部] (市の補助金と自己資金) の金額が [支出の部] の項目金額のいづれに相当するのか分からない。 全事業の [支出の部の領収証] [運営委員会議事録] 等の開示閲覧請求をした(令和元年8月8日)。 c 会長と d 副会長から開示閲覧を拒否された。
- ・ [平成 30 年度 b 地域活動協議会会計報告書] に、あり得ない ②マイナス金 78,264 円が計上されている。
- ・ [b 社協会計報告書] に [地活(市費) 補てん] ◎金 78,264 円が計上されているが、精算入金はされていない。金 78,254 円が不明金となって消えたのです。

ウ 対象となる b 地活協は「民主的で開かれた組織運営がされていない」事実(A)

- b 社協理事会議案書 (平成 30 年 7 月 31 日付け) について c 会長あてに [意見書] を提示
 - (ア) 「盆踊り」は平成 29 年度の理事会において、[実施○] [中止×] の投票で [中止×] となった。

平成30年度の行事とするのであれば、中止の経緯を説明し、投票で決めるべきである。 無回答

- (イ) 第68回目の「敬老会」は従来の事業内容を尊重する事。
- ・b地活協会長e氏の辞任のお知らせ。
- ・ c 氏の指示により、住民監査請求をする事を予告した。
- ・平成30年度「9月期定例会議]にて、e会長の「辞任の説明報告」等
- ・c会長あてに[意見書]

(盆おどり) (敬老会) (区民レクレーション) (区民まつり) (成人式) (もちつき大会) の全行事が町会長・女性部長会議 [定例会議] にて事前説明の無いままでの行事運営となった。

- ・ c 会長あてに「議事録」の閲覧請求。 無回答
- ・c会長あてに「c氏による、住民監査請求の結果(棄却)を受けて」の意見書 「c氏は(b連合町会)(b社福協議会)の皆様に謝罪するべきです」その他。 無回答
- ・c会長あてに「各種議事録の開示請求」 無回答
- ・西成区長あてに「大阪市西成区「地活協」の区長認定要綱」でも地活協の認定を

取り消す事。

- b 連合町会長・女性部長あてに「まとめ」を郵送した。無回答
- ・ c 氏あて [内容証明] で「 c 氏と f 氏の辞任要請通知」をした。
- ・c氏より [内容証明] で「名誉棄損」と「慰謝料請求」の告訴通知。
- ・ c 氏あてに(説明) (反論) (質問) (提案) を郵送。 無回答
- ・b連合町会長・女性部長あてに「12月期定例会議について」を郵送

(2) 以上の行為が違法又は不当である理由

・ [主旨] と大阪市の [意見の要旨] の (B) に基づき b 地域活動協議会の全財務 会計上の処理には、透明性が無く、経理的基礎を有していない事が明らかになった。 会計処理行為が違法で不当である事になった。

大阪市の[意見の要旨] (B) が確定した。

・ [主旨] と大阪市の [意見の要旨] の (A) に基づき、b 地活協の全行事の運営 は民主的で開かれた組織運営とは言えない。

大阪市の[意見の要旨] (A) が確定した。

・全事業が地域の代表である町会長・女性部長会議及び構成団体である(保護司会b分区)(食事サービス委員会)(ネットワーク委員会)等の不在の事業とした。 [平成30年度][平成31年・令和元年度]の2年間の全事業が地域の為の事業になっていない事になった。

(3) その結果、大阪市に生じている損害。

- ・全事業は多少に拘わらず大阪市の市費が補助金として使用されている。
- b 地域活動協議会の全事業は一部の役員の好みと独断で運営された。

本来の目的である全地域の皆様の為の事業になっていない。

その結果、全事業の補助金が大阪市の損害になった、と言える。

(4) 請求する措置の内容

大阪市の[意見の要旨]の(A)(B)が確定した。

民主的で開かれた事業運営になっていない。(A)

会計の透明性が図られていない。(B)

[意見の要旨]に従って、西成区の区長認定要綱に基づき b 地域活動協議会の認定を取り消す事を求めます。

(5) 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

[平成30年度] と [平成31年度・令和元年度] の2年間の全事業について、運営委員会・役員会の全議事録等の開示請求をしたが全て拒否された為。

2 請求の受理

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

本件請求において請求人は、大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱(以下「区長認定要綱」という。)によれば、地域活動協議会(以下「地活協」という。)は、「(A)民主的で開かれた組織運営」及び「(B)会計の透明性と経理的基礎を有すること」が要請されているため、これらを満たさない場合は地活協としても認定を取り消さなければならないといえるところ、以下の事実を根拠に区長認定要綱の規定に照らすと、西成区は、b地活協の認定を取り消したうえで、b地活協に対する返還を求めるべき補助金(債権)があるにもかかわらず、本市職員等がその手続きを怠っていると主張しているものと解される。

- (A) 民主的で開かれた組織運営がされていない事実
 - ① · b 社会福祉協議会の理事会議案書について、会長あて意見書を提示したが、 無回答であった。
 - ・b 社会福祉協議会会長あて住民監査請求することを予告した。 など
 - ②・b 地活協の会長辞任のお知らせにおいて、一部役員による独断専行で各役員 等の選考を進め、事業等の進め方についても同様で事後報告がほとんど
 - b 地活協の議事録は、地活協規約を順守した議事録になっていない
 - ・議事録の閲覧請求したが、無回答など
- (B) 透明性と経理的基礎を有していない会計処理の事実
 - ①・b連合振興町会の会計処理において、不明金が生じている。これは、単なる 間違いではなく、帳簿から現金を消すための悪質な会計手法である。 など
 - ②・平成30年度b地活協会計報告書に、あり得ないマイナス78,264円が計上されている。
- (A) ①及び(B) ①については、請求人は、b 地活協に係る事実ではなく、b 社会福祉協議会やb 連合振興町会に係る組織運営や会計処理などについて主張しているものであり、区長認定要綱に規定された地活協の認定要件をb 地活協が満たしていない事実

を主張しているものとはいえず、本市職員等による当該行為等が違法不当とする個別具体的な違法事由の主張がされているとはいえない。

よって、本件請求のうち(A)①及び(B)①については、法第242条の要件を満た さない。

一方で、(A)②及び(B)②の主張については、法第 242 条の要件を満たしている ものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

区長認定要綱によれば、地活協は、「(A) 民主的で開かれた組織運営」及び「(B) 会計の透明性と経理的基礎を有すること」が要請されている。これらを満たさない場合は、西成区は地活協としての認定を取り消し、補助金交付決定を取り消し、それを返還請求すべきである。

この点、本市職員等はb地活協に対して何らの措置をとっていない。当該本市職員等の不作為が違法不当に財産(債権)の管理を怠る事実に当たるとすれば、それは、b地活協が(A)又は(B)の要件を満たさないにもかかわらず、本市職員等が何らの措置も取らず、補助金の返還請求を行っていない場合であることから、まず、b地活協が(A)又は(B)の要件を満たさない事実があるか否かを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和2年3月30日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、西成区役所あての通知書及びこれに対する西成区役所からの回答書、並びに西成区まちづくりセンターあての報告書面などの提出があるとともに、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は、次のとおりである。

・地域活動協議会の規約第2章の規約に反しているところが多い。

区役所からの回答では、運営委員会の出席者名簿及び議事録が開示されていることを確認しているとの記述があるが、我々は開示を受けていない。8月8日に開示するよう頼んだが、会長に断られた。事業実施計画に当たっては規約にのっとり運営委員会、役員会で決定されていることを確認している、との件についても、開示請求したが拒否されており、開示されていない。

決算報告書についても、内容に誤りはなく適切に処理されていることを確認している との記述についても、誤ったものを我々は配布されており、それを決算報告書である と聞いており、なぜ誤りなく適切に処理されているのであればそれを何故出さないの か。また、補助金と自己資金の記述についても規約に基づき事務所で閲覧することが 出来るとの記載があるが、開示されていない、拒否されている。そこを認識していた だきたい。

- ・地域活動事業というのは、税金による補助金を投入いただき実施しているが、事業全体として、地域が自己負担しているところもあり、区役所が確認するのは税金の部分であるとのことは理解している。ただ、ほとんどがその他の項目で処理されており、地域に何をどう使ったのか内容が開示されていない。そうすると、本来の目的である地域活動の趣旨から外れていくのではないか。
- ・自分は元会計をしており、1個1個の事業に対し、成人式も敬老会等も事業が終わる 度に毎回会計報告していた。社協の事であるが、広告収入や寄付について、収入明細 をずらっと記載して全部に配っていた。盆踊りについては小地域ネットワーク委員会 で、大阪市より 50 万円の補助金事業であるが、いくら使ったか、全部報告していた。
- ・しかし、今の会計報告書を見ると、全部その他で処理されている。敬老会についても、 前会長は自ら色々な所へ寄付金を集め、不足分を賄いながら実施していたが、会長が 代わった途端に一切報告も貰えない、寄付金も集めなくてよい、一切勝手にやってし まって会計報告もその他へ入れられている。内容を見せてくださいといっても見せて もらえない。そのため、地活協に対しての不信感を抱いてしまう。
- ・その他の内容について聞きに行っても教えない、見せないと言われる、それでは地活協本来の事業としての意味がないのではないかと思う。区役所は会計の部分についてきっちり見ていただいているのは事実であり、自分たちの主張についても注意してくれているのは事実であるが、結果、区役所が言った時には分かった、と言っているかもしれないが、そこから先がない。開示についても区役所から見せるように注意をしてもらったのは確認をしているが、普通は開示するとの返事が来るものだと思うが、今現在まで一切それはない。理屈にない理屈をつけて役員をやっていた人たちがしんどくなって辞めてしまう。民生委員会や青年委員長らを除いて全員辞めた。そのやり方についていけない。その人たちの報告、説明がない。
- ・自分は規約上社協の理事であるが、理事でない、と言われた。理事でない、とのことで呼ばない、案内しない。理事会で決めた、と言われ、聞いていないと言うと理事を除名だといわれた。町会長、民生委員、など各地域の役員は理事である、と規約に規定があるにもかかわらず。やはりこの状況をおかしいと思われている方も多数おられ

る。お金の部分は補助金、税金の部分でもあるのできっちりやっていただいているの は事実であり、そこに間違いがあるとは思っていない。

- ・区役所から開示の指導はいただいているが、そこで止まってしまっている。ずっと文書を送っても何の返事もない。地活協以外の会計については自主団体であるため、自分たちでやりなさい、というのは分かるが、地活協を利用し、その下の団体についても利用している可能性があるということになってしまう。
- ・地活協にそぐわない事業だが必要な経費であれば地域で支出するのは必要であるが、 その他のところに使途を記載しなければいけない、当然地域に対して明示しないとい けない。補助対象としてどの部分がダメで地域から出したのか、それを明示する必要 があるのに大半がその他になっており、明示されていない。
- ・敬老会の主催は社協である。何十年と社協でやっていた事業を地活協だけでやるのは おかしい。やはり社協なり連合なり入れないといけない。今の体制は、地活協事業で あり地活協が一番偉い、どこが決めたかわからないがそのような感じでされている。 地活協は開かれたものでないといけないのに開かれた事業になっていない。

3 監査対象所属の陳述(11 頁に詳述)

西成区を監査対象所属とし、令和2年3月30日に西成区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象所属に対する調査(13頁に詳述)

令和2年4月2日に行政委員会事務局職員が、西成区役所に赴くなどして、関係書類 の調査及び西成区職員から聴き取りを行った。

5 関係人に対する調査(17頁に詳述)

令和2年4月2日、同年同月9日及び同年同月10日に行政委員会事務局職員が、b地活協の事務所に赴くなどして、関係書類等の調査及びb地活協の役員等からから聴き取りを行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱(平成 25 年4月1日施行)第2条第1項によれば、地域活動協議会(以下「地活協」という。)とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

今回の監査の対象となった b 地活協は、b 連合振興町会、 b 社会福祉協議会などの 18 団体から構成されている。

その事業経費については、区からの補助金の他、各地域団体等からの拠出金などの 自主財源によりまかなわれている。

また、西成区では、中間支援組織として西成区まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)を開設し、地活協の運営の支援(地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導等)を行うこととなっている。なお、当該支援業務の平成30年度の受託者は、一般財団法人大阪市コミュニティ協会である。

(2)区長認定

ア 大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱

大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱(以下「区長認定要綱」という。)第3条第1項各号には、区長の認定を受けることができる要件が定められている。第3号には、「第1号に規定する市民活動を行う校区等地域における唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。」、また第5号には、「総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。」と定められている。

イ 事務処理要領「地活協補助金について」

各区役所職員が地活協に関する事務遂行に当たって、参考とするものとして、市 民局は事務処理要領「地活協補助金について」(以下「要領」という。)を作成し ており、地活協とは何か、また、地活協補助金の制度趣旨や内容、補助金交付時に 注意すべき点などを定めている。

なお、要領は令和2年3月に一部改訂され「地活協の手引き」となっているが、

以下では、一部改訂前の要領に沿って記述する。

要領には、地活協の認定要件に「透明性」の確保が定められていることから、区は、地活協に対し、地活協会計全体の収支予算書や決算書等について、地域住民がいつでも見ることができるようにしておくよう助言・指導する必要がある旨、記載されている。

また、要領では、区長は、地活協が、認定要件を「継続して満たしている」ことを確認する必要があるとともに、認定要件を満たしていない場合は、各区認定要綱に基づき、場合によっては認定取消をしなければならないことも視野に入れ、地域 実情に応じた適切な指導・支援を行うことが必要とされている。

さらに、地活協の認定要件については、

- ア 各区は地活協が認定要件を継続的に満たしていることを確認するための確認事項を明確にするとともに、確認したことを記録として残すことが必要。
- イ 地活協の会計の透明性確保のためには、各区は地活協に対し、補助対象事業、 自主事業及び受託事業といった事業別の収支を適切に整理した事業別の収支決算 書を含む、地活協全体としての収支決算書が適切に作成されていることを確認す るため、収支決算書の入手や現地で確認したことを記録として残すことが必要。
- ウ 地活協が所有する財産の状況を示す資料(財産目録など)が適切に作成されていることを確認するため、各区は関連資料の入手や現地で確認したことを記録として残すことが必要。
- エ 地活協に対し、監事監査が適切に実施されていることを確認するため、監事監査報告書の入手や現地で確認したことを記録として残すといった対応を講じる必要がある。

とされ、認定要件の継続的な確認方法がそれぞれ具体的に記載されている。

(3) 地活協補助金

ア 地活協補助金の目的

大阪市西成区「地域活動協議会」補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)第 2条によれば、「すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、おおむね小 学校区の範囲(以下「校区等地域」という。)を基本に設置される地域住民の組織 をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業、個人等(以下「各種団体等」とい う。)で構成され、大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱によ る認定を受けた「地域活動協議会」が実施する、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等を目的として取り組まれる事業で、市民に成果の公表ができる具体的 な事業計画のあるものに対し、補助金を交付することにより、市行政の円滑な運営 に資することを目的とする。」とされている。

イ 今回の請求に係る補助金交付状況等

(ア)補助金交付申請及び交付決定

b 地活協は、平成 25 年4月1日に、西成区から、地活協の認定通知を受けた。 そして、b 地活協は、平成 30 年2月 28 日、本市に対して大阪市西成区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出した。

本市は、上記申請があった地域活動協議会補助金(以下「補助金」という。) について交付決定を行い、平成30年5月17日に通知した。また、同年同月18日のb地活協からの概算払いの請求を受けて、その必要性を認め、同年同月29日、b地活協に対して補助金3,454,530円を概算払いにより交付した。

(イ) 実績報告及び確定

平成31年3月31日、b地活協は本市に対して、大阪市西成区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を 2,244,480 円と確定して、平成 31 年 4 月 19 日、その旨を b 地活協に対して通知し、同年 5 月 13 日、西成区は出納員に対し精算報告を行った。

なお、b地活協は平成31年度についても、補助金の交付申請を行い、交付決定を受け、概算払いにより交付されている。

2 監査対象所属の陳述

- ・地域活動協議会のしくみは、平成 25 年におおむね小学校区を単位に組織され、地域 内の連合振興町会や社会福祉協議会などの地域団体と多様な活動団体が連携協働し、 地域課題に応じた活動を行うことを目的とするものである。
- ・これにより、従前により各地域団体が行っていた事業は地域活動協議会が行うことと なり、事業経費については区からの補助金の他、各地域団体等からの拠出金などの自 主財源をもとに運営されている。
- ・資金の流れとしては、区より各地域活動協議会へ補助金を交付すると、地域活動協議会において実施する事業に必要な経費として随時支出され、各構成団体に再交付されるといったものではない。
- ・また、b地域活動協議会にかかる平成30年度の補助金交付については、交付の申請を受け、平成30年5月17日付けで3,454,530円の交付の決定を行い、補助事業の終了する平成31年3月31日時点において提出される事業実績報告書を基に全事業分の

審査を行い、平成31年4月19日付けで補助金額の確定、精算処理を行っている。

- ・区としては、そうした地域活動協議会に交付する補助金が適正に執行されるよう審査 を行い、また中間支援組織を活用しながら地域活動協議会の自律的な運営に向けた支援を行っている。
- ・本件請求において新たにその使途に疑義が呈せられたことから、この間、改めて必要 書類の確認を行ってきた。
- ・結果、区の権限において管理すべき補助金については地域活動協議会の決算書をはじめ、適切に執行されており本市職員が財産の管理を怠る事実があったという事案はなかった。以下、当区で確認している内容について、具体的に説明する。
- ・第1点目として、措置請求書に記載されている街路防犯灯の収入の部に対して支出の 部で計上されている差額の120,209円が過剰支出金となっている点である。
- ・これについて、b地域活動協議会から提出のあった事業実績報告書により、事業経費の総額である480,836円を領収書により確認しており、そのうち360,627円が補助金で支出され、残る120,209円は連合振興町会の各町会から拠出されていることを確認している。
- ・請求人より連合振興町会における決算書において、街路防犯灯の維持管理事業にかかる収支の記載について不備があるのではないかとの相談を受けたことから、令和元年 8月20日にb地域活動協議会に立ち入り検査を実施し、補助金が各町会へ交付されていることを資料により確認している。
- ・その際、地域活動協議会の実施事業とする街路防犯灯の維持管理事業が連合振興町会 の決算書に記載されていることが見受けられた。
- ・この点について、区が連合振興町会に対して、指揮監督権を有しないとしながらも、 適切な会計処理に努めるよう助言を行った。
- ・第2点目として、措置請求書の2ページ目の最上部に記載されている平成 30 年度 b 地域活動協議会全事業の収支報告書の収入の部の金額が支出の部のいずれの項目に相 当するのがわからないといった点である。
- ・この点については冒頭で述べたとおり、補助事業の終了する平成31年3月31日に提出される実績報告書をもとに、補助対象経費とする全ての経費において領収書等により品目及び支出金額等の確認を行っている。
- ・また、これらの資料とする全事業の「支出の部の領収書」、「運営委員会議事録」等について、8月8日に開示閲覧を拒否されたとあるが、令和元年11月29日にb地域活動協議会の会長及び会計より聞き取り調査を行った結果、請求人に対して開示を行っているとの回答があり、区としてはこれまでの間に開示がなされているものと認識

しており、その旨を令和元年12月23日に請求人に対して文書により回答している。

- ・第3点目として、平成30年度b地域活動協議会会計報告書であるが、請求人より提出された平成30年度b地域活動協議会会計報告書については、平成30年7月にb地域活動協議会の役員等の体制が変わった時点で作成された内部資料で、期間についても9ケ月間という全体的なものでないことを令和元年8月20日の立ち入り検査の際に確認している。
- ・区内各地域活動協議会における収支決算書については、全事業の終了する3月31日 以降、決算額が確定した時点において、本市所定様式で作成することとしている。
- ・b地域活動協議会についても、平成30年4月から翌3月までを期間とする決算書が作成されており、区の認定している補助金額と一致していることを資料により確認している。
- ・最後に、b 地域活動協議会の全事業の実施について、規約に基づき事業計画を策定する場合は、当該団体の運営委員会・役員会において審議のうえ進めることとしている。
- ・b地域活動協議会における運営委員会・役員会の開催状況を確認したところ、平成30年度の事業計画は平成30年1月29日に開催された運営委員会・役員会において審議されており、これには中間支援組織である当区のまちづくりセンターの支援員も出席し、議事が進められていることを確認している。
- ・この運営委員会・役員会については会議の議事録及びまちづくりセンターから提出を 受ける業務日誌により確認している。
- ・その他、措置請求書に記載されていることについては、b連合振興町会及びb地域社 協の管理運営上に関することであることから、区が業務として関与することができな いものと考えている。
- ・以上4点について、区の権限において管理すべき補助金について述べたが、適正に執 行されており、本件住民監査請求の主旨とする当区の職員が財産の管理を怠った事実 はないものというのが区の認識である。

3 監査対象所属に対する調査

令和2年4月2日に行政委員会事務局職員が、(B) b地活協の会計処理に透明性がなく、経理的基礎を有していない事実があるか、また(A) b地活協の運営が民主的で開かれた組織運営となっていない事実があるかの2点について、西成区に対し調査を実施した。西成区に確認した内容及び西成区職員から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) b 地活協の会計処理に係る透明性と経理的基礎について

ア 区長認定要綱第3条第1項第3号について

(ア)判断基準

区長認定要綱第3条第1項第3号の「必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること」について、西成区は、具体的には、地活協の実施する地域活動における必要経費の支出等に対し補助金の執行から精算にかかる事務処理の要領を理解し、要綱に定める様式により精算事務まで一連の資料等の作成及び報告が適切に行える状態を示すとしている。

(イ) 判断根拠

西成区は、b地活協が設立される平成25年3月28日において、上記(ア)に記載する「補助金の執行から精算にかかる事務処理の要領を理解し、要綱に定める様式により精算事務まで一連の資料等の作成及び報告が適切に行える状態」であることを当該団体規約や団体名簿を含め、区長認定申請書等の資料により確認できたとして、区長認定要綱第5条第1項により同年4月1日付けで「地域活動協議会」に対する区長認定通知を行った。

また、西成区は、b 地活協が上記(ア)の要件を備えていることを、下記(3)の地活協認定要件チェックシートを用いて継続的に確認している。

イ 平成30年度の補助金について西成区が確認した事項

(ア) 補助金額の確定の際の確認

西成区は、平成31年3月31日に、b地活協から提出された実績報告書と添付書類の確認を行った。実績報告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- 事業実績報告書及び収支決算書(総括表)
- 事業実績報告書及び決算書(事業別)
- ・事業の効果が検証できるもの(アンケートのまとめ等)
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等 人件費の場合は、地活協の運営に従事した者の出勤簿
- ・補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

西成区は、補助対象経費とする全ての経費において領収書等により品目及び支 出金額等の確認を行った。また、提出された補助事業にかかる現場写真等により 事業の実施について確認した。

(イ) 令和元年8月20日のb地活協への立ち入り調査

請求人より連合振興町会における決算書において、街路防犯灯の維持管理事業

にかかる収支の記載について不備があるのではないかとの相談を受けたことから、令和元年8月20日にb地活協に立ち入り調査を実施し、補助金が各町会へ交付されていることを資料により確認した。また、その際、b地活協の実施事業とする街路防犯灯の維持管理事業が連合振興町会の決算書に記載されていることが見受けられたため、区が連合振興町会に対して、指揮監督権を有しないとしながらも、適切な会計処理に努めるよう助言を行った。

また、平成30年度b地活協会計報告書等と題する文書については、平成30年7月にb地活協の役員等の体制が変わった時点を基準に作成された内部資料であることを確認した。

西成区はこれらの確認や調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

(2) b地活協の管理運営について

ア 区長認定要綱第3条第1項第5号について

(ア) 判断基準

区長認定要綱第3条第1項第5号の「事業運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること」について、西成区は、具体的には、地活協の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決についてb地活協の規約において定められ、それらの手続きが当該規約に基づき適正に執行され、運営委員会・役員会の議事録や会計帳簿が地域住民に公開されている状態を示すとしている。

(イ) 判断根拠

西成区は、b地活協が設立される平成25年3月28日において、上記(ア)に記載する「議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決」に関する手続きが当該団体の規約に定められていることを区長認定申請書等の資料により確認できたとして、区長認定要綱第5条第1項により同年4月1日付けで「地域活動協議会」に対する区長認定通知を行った。

なお、西成区は、b 地活協が上記(ア)の要件を備えていることを、下記(3) 地活協認定要件チェックシートを用いて継続的に確認している。

イ まちづくりセンター等による確認

b 地活協の平成30年度の事業計画は、平成30年1月29日に開催された運営委員会・役員会において審議されており、まちづくりセンターの支援員が出席し、議事

が進められていることを確認した。

西成区は、会議の議事録及びまちづくりセンターから提出される業務日誌により 確認した。

ウ 平成30年7月25日ほかにおける役員の交代について

平成30年7月及び平成30年8月に、b地活協の会長が交代しているほか、役員の交代が行われているが、役員の交代については、運営委員会の検討事項であるところ、規定どおりに行われているかどうか運営委員会の議事録により確認している。

エ 令和元年 11 月 29 日の b 地活協への聞き取り調査

請求人より令和元年 11 月 22 日付けで b 地活協認定取消にかかる再要請の文書が提出されたことから、西成区は、b 地活協の会長及び会計より聞き取り調査を実施したところ、全事業の「支出の部の領収書」、「運営委員会議事録」等について、請求人に対して開示を行っているとの回答があった。そこで、西成区はこれまでの間において開示がなされているものと認め、その旨を同年 12 月 23 日に請求人対して文書により回答した。

(3) 認定要件チェックシート

要領によれば、継続的な認定要件の確認が必要とされており、西成区は、b地活協の平成30年度の事業等について、平成31年7月19日に市民局所定のものに準じたチェックシートにより確認した。

ア b 地活協の会計処理に係る経理的基礎についての確認

収支予算書、事業 (活動) 計画書について現地確認し、また収支決算書、事業 (活動) 報告書、財産目録、備品台帳を資料入手して、補助金対象事業を含めた全体の収支、活動状況が網羅された関係書類が作成され、補助対象事業の収支と補助金申請書類が整合しており、収支決算書の繰越金と財産目録の現金、預貯金総額等が整合していることを確認している。

イ b 地活協の管理運営についての確認

会議録、監査報告書を資料入手するとともに、これらと上記ア記載の関係書類を地域住民がいつでも見ることができる状況となっていることを現地確認している。

なお、チェックシート作成に係る資料入手は、まちづくりセンターの支援員が行い、また、b地活協の事務所における、関係書類の配架状況等の現地確認については、令和元年6月19日に西成区職員が直接現地を確認したほか、まちづくりセンターの支援員も令和元年6月18日に現地確認をしており、西成区はその報告等を受けてチェックシートを作成した。

4 関係人に対する調査

(1) b 地活協の代表者等への調査

令和2年4月2日及び同年同月 10 日に行政委員会事務局職員が、b 地活協の事務 所等で確認した内容及び代表者等から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

ア 行政委員会事務局職員が b 地活協の事務所で確認した内容

- ・令和2年4月2日の調査日時点で、b会館の2階にあるb地活協の事務所に設置された保管庫に、運営委員会及び役員会の議事録、事業実績報告書などの書類が施錠されることなく格納されていた。保管庫はガラス引き違い扉付きのものであり、ガラス扉から背表紙を見ることができた。
- ・配架された議事録によると、平成30年度について、運営委員会及び役員会はそれぞれ4回開催されており、議事録には議長及び議事録署名人2名の押印がなされている。また、運営委員会は規約第14条第4項の開催要件を満たしており、役員会の議事は規約第22条の規定に基づき決せられている。
- ・補助対象事業、自主事業、受託事業といった地活協の全体収支決算書や、財産目 録も作成されている。
- ・下記イ(イ) Bの書類の閲覧状況について、閲覧申請書や閲覧記録等、いつ、誰が閲覧を行ったか等を記録した書面等は確認できなかった。

イ b 地活協の代表者等からの事情聴取結果

(ア) b 地活協の代表者からの説明

A 書類の整備状況

- ・運営委員会、役員会の開催の都度、議事録は欠かさず作成している。
- ・事業の実施計画についても、規約に則り、運営委員会及び役員会で決定し、 その内容は議事録に記載した。

B 書類の配架及び閲覧体制

- ・上記アに記載した書類は、請求人が開示請求した令和元年8月8日には、b 地活協が事務所としているb会館の2階が工事中であったため、1階の保管 庫に備え付けており、施錠等はしていない。
- ・書類の閲覧希望者があれば、事前の申請は求めていないが、事務所に閲覧に来た時に、その場にいる役員に申し出てもらい、申し出を受けた役員から会長に電話で確認の後閲覧を認めている。閲覧可能であることは、町会長の会議などでも周知してもらっている。地域住民で通常は顔見知りのため、特に閲覧希望者の身元確認等はしていない。また、議事録等は区役所へ提出することになるので、作成の段階から個人情報等を載せないよう留意している。

(イ) b地活協の役員からの説明

A b会館について

・ b 会館は、 b 地活協役員が鍵を管理しており、使用者があるときは開錠している。 開錠時は、地域住民であれば自由に入場でき、書類の閲覧もいつでもできる。

B 閲覧の拒否等について

- ・議事録は、規約第 17 条に基づき公開するものとされており、閲覧申請に対し、拒否したことはない。
- ・コピーの交付、或いはスマートフォンでの撮影を求められた際に、断ったことがある。

(2) まちづくりセンター支援員への事情聴取結果

令和2年4月9日に行政委員会事務局職員が、チェックシートの作成経過に係る西成区への調査結果を補足するため、平成31年度にまちづくりセンターで直接b地活協を担当していた支援員に対し、電話で事情聴取を行い、説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

- ・令和元年6月頃、頻繁にb地活協の事務所を訪問し、支援を行った。
- ・ b 地活協の事務所は本来 b 会館の 2 階だが、当時 b 会館 2 階は工事を行っていたため、 b 会館 1 階で事務が行われており、支援業務も 1 階で行った。
- ・ b 会館の 1 階にパソコンやプリンターなどが設置された事務スペースがあり、その 横に書類等を置ける保管庫があって、そこに会議録や活動報告書が、背表紙が見え るように配架されていた。
- ・会議録の作成と公開については、機会がある度に念を押しており、日々の支援業務の中で、書類の作成状況や配架状況確認の際に写真を撮ることにより記録していたので、西成区によるチェックシート作成に係る報告の際には、写真の提示などにより現地確認を行っている旨西成区に報告した。

5 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明、監査対象所属に対する調査及び 関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

平成30年度に西成区がb地活協に交付した補助金について、b地活協が区長認定要綱に規定する「(B)会計の透明性と経理的基礎を有すること」又は「(A)民主的で開かれた組織運営」の要件を満たさない場合は、地活協に対する区長認定を取り消さな

ければならないところ、b地活協が、(B) 又は(A)の要件を満たさないことから、b地活協に対する区長認定を取り消したうえで、平成30年度b地活協に対する補助金交付決定を取り消し、それを返還請求すべきであるにもかかわらず、本市職員等が何らの措置をとっていないのであれば、本市職員等が違法不当に財産(債権)の管理を怠る事実がある場合があるというべきである。

そこで、上記(B)又は(A)の要件を満たさないと認めるべき事実が認められるの か否かを検討する。

(1) (B) 会計の透明性と経理的基礎を有するとはいえない事実が認められるか否か

ア 請求人は、平成30年度b地域活動協議会会計報告書に、あり得ないマイナス 78,264円が計上されていることは、b地活協の会計に透明性がなく、経理的基礎を 有しているとはいえない事実であると主張している。

しかしながら、請求人が主張するマイナス 78,264 円が計上された平成 30 年度 b 地域活動協議会会計報告書と題する文書は、平成 30 年 7 月に b 地活協の役員等の 体制が変わった時点を基準に作成された内部資料である。その後に平成 30 年度 b 地活協の収支決算書が作成されており、収支が相償って処理されている。

イ 加えて、西成区には、平成31年3月31日に、b地活協から実績報告書と添付書類が提出されており、西成区において、補助対象経費とする全ての経費につき領収書等により品目及び支出金額等を確認している。すなわち、西成区に提出された上記実績報告書等には、購入した物品等の領収書等の写しが添付され、各事業に要した経費の支払いが証拠書類で裏付けられており、品目や金額に不合理な点は見受けられず、また、事業を実施している状況を撮影した写真が添付されており、事業が実施されていることが見受けられる。したがって、事業の実施と、その経費に係る支出に不合理な点はなかったといえる。

そして、b地活協全体の収支決算書における補助対象事業の収支と補助金に係る 実績報告書が整合しており、また、収支決算書の繰越金と財産目録の現金、預貯金 総額等が整合していて、いずれについても内容に不合理な点はないことが確認され ている以上、b地活協の経理的基礎に欠けるところはない。

ウ 以上により、会計年度の期間途中に作成された内部文書の存在のみをもって、b 地活協の会計に透明性がなく、経理的基礎を有しているとはいえない事実があると は認められない。

- (2) (A) 民主的で開かれた組織運営がなされているとはいえない事実が認められるか 否か
 - ア 請求人は、b地活協においては、一部役員による独断専行で各役員等の選考を進め、事業等の進め方についても事後報告がほとんどである、b地活協の議事録は、b地活協規約を順守した議事録になっていない、議事録の閲覧請求したが、開示を拒まれたことは、b地活協の全行事の運営が民主的で開かれた組織運営とはいえない事実に当たると主張する。
 - イ まず、一部役員による独断専行で各役員等の選考を進め、事業等の進め方についても事後報告がほとんどである、という点について検討する。

b地活協規約によれば、役員の選任や事業計画は運営委員会の検討事項とされている。この点、平成30年7月9日及び平成30年8月28日の運営委員会議事録により、新会長の選任について検討されていることが確認できる。また、平成30年1月29日の運営委員会議事録及び同日のまちづくりセンターの日報等により、平成30年度の事業計画が検討されていることが確認できる。

以上からすれば、役員の選任や事業計画の検討が、規約に従い行われていないとはいえない。

ウ また、b 地活協の議事録は、b 地活協規約を順守した議事録になっていないとい う点について検討する。

b地活協規約によれば、運営委員会の議事録については、日時及び場所、運営委員の総数及び委任状提出者を含む出席者数、審議事項及び議決事項、議事の経過の概要及びその結果並びに議事録署名人の選任に関する事項について記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印するものと定められ、また役員会の議事録については、日時及び場所、役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決があったきはその理由)、議事の概要及び議決の結果並びに議事録署名人の選任に関する事項について記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印するものと定められている。

この点、平成30年度の運営委員会、役員会の各議事録を確認したところ、おおむね上記のb地活協規約に沿った記載、作成がなされており、保管されていた議事録に明らかに不合理な点は認められなかった。

エ 次に、議事録等を閲覧請求したが、開示を拒まれたという点について検討する。 請求人が主張する特定の日時においてb地活協による議事録等の開示拒否があっ たか否かについては、b地活協役員からは請求人に閲覧させた旨の口頭説明がある のみであり、閲覧記録等がないため開示拒否がなかったとはいえない。 他方で、請求人が主張する閲覧請求に対するb地活協の開示拒否の事実について、監査権限の行使によってもこれを裏付ける客観的な証拠はなかった。

もっとも、b地活協における議事録等の閲覧体制については、b地活協の会長によれば、議事録等はb地活協事務所内に保管されており、同事務所に滞在するb地活協の役員に口頭で閲覧請求を行えば、会長に携帯電話での連絡がなされ、議事録等は区役所に提出されるため、公開することが適当ではない個人情報等が含まれていることはないため、拒否することはないとのことである。

この点、確かに、議事録等については、b 地活協の事務所内で保管されており、 同事務所内に立ち入った者であれば背表紙が見える状況で同事務所で議事録保管が なされており、同事務所において閲覧請求できる状態で配架されていた。

このような閲覧体制に関する説明や実際の議事録等の保管・配架状態に鑑みる と、b地活協においては、議事録等の存在やその内容の公開を忌避する意図がある とは認められない。

以上から、請求人が主張する特定の日時においてb地活協による議事録等の開示 拒否があったとまで断定することはできない。

オ なお、b地活協役員によれば、平成30年度中、関係者に対して、議事録のコピーの交付やスマートフォンによる撮影は断ったことがあるとのことであった。この点、区長認定要綱にいう「開かれた組織運営」の具体的要件としては、議事録等の閲覧制度とその実施が適正に行われておれば足り、写しの交付や写真撮影までをも認めることを要するものとまではいえない。よって、b地活協の規約として、議事録等の閲覧の定めをおき、適切に運用されていれば足りる。b地活協が、議事録のコピーの交付やスマートフォンによる撮影を断ったとしても、開示拒否に当たるとはいえない。

カ したがって、b地活協の運営が民主的で開かれた組織運営とはいえない事実があるとは認められない。

以上のとおり、b地活協が区長認定要綱に規定する「(B)会計の透明性と経理的基礎を有すること」又は「(A)民主的で開かれた組織運営」の要件を満たさないとは認められないため、本市職員等が違法不当に財産(債権)の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くこととなる。

6 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があると

する本件請求には理由がない。

(意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。

本件請求の要旨の一つは、b地活協の組織運営が民主的で開かれたものになっていないというものであるところ、直接そのような事実が確認できなかったのは上述のとおりである。しかしながら、住民からこのような請求が行われたことからも、西成区は、まちづくりセンターに対し、b地活協の活動がより多様な意見が反映されたものとなるよう支援を行うように指導すべきであったと思われる。

また、議事録の公開が行われたかについて、請求人と b 地活協の代表者等の主張が全く 食い違っているが、これも閲覧申請書や閲覧記録等の据付けなどの技術的助言で避けうる ものであったといえる。

西成区にあっては、今後よりきめ細かな地活協への支援に努められたい。

【参考(法令等「抜粋」)】

- 1 法律、条令、規則、要綱等(抜粋)
 - ア 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。)又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - (1) 補助事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 補助事業等の名称
 - (3) 補助金等の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号
 - (4) 補助金等の予定金額
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(以下略)

ウ 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 次に掲げる要件を備えているものとして次条に定めるところにより区長の 認定を受けた地域活動協議会に対しては、第6条及び第7条に定めるところによ り補助金を交付することができる。
 - (1) 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。
 - (2) 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。
 - (3) 校区等地域における第1号に規定する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

- (4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。
- (5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の 議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区 等地域内の住民全体に確保されていること。
- (6) 次に掲げる活動をしていないこと。
 - ア 営利を目的とする活動
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的 とする活動
- ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が前条の基本原則を踏まえ、区又は校区 等地域の状況に応じて定めた要件
- 2 前項の補助金は、活動費補助金及び運営費補助金とし、その交付額は、区長が 毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額以内の額とする。 (区長による認定)
- 第5条 区長は、地域活動協議会から前条第1項の認定の申請があった場合において、当該地域活動協議会が同項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、 その認定をしなければならない。
- 2 区長は、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を取り消さなければならない。
- (1) 地域活動協議会が前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 地域活動協議会が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他、第3条の基本原則に照らし、地域活動協議会が補助金を交付する 団体として適当でないと認めるとき。
- 3 区長は、第1項の規定により認定をしようとするとき又は前項の規定により認定を取り消そうとする場合において、当該地域活動協議会が活動する校区等地域について地域コミュニティ支援事業に係る中間支援を行う事業者があるときは、当該事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 第2項の規定により認定が取り消されたときは、補助金交付規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第1項の認定に関し必要な事項は、区長が定める。

工 西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱

(目的)

第2条 すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、おおむね小学校区の範囲(以下「校区等地域」という。)を基本に設置される地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業、個人等(以下「各種団体等」という。)で構成され、大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱による認定を受けた「地域活動協議会」が実施する、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等を目的として取り組まれる事業で、市民に成果の公表ができる具体的な事業計画のあるものに対し、補助金を交付することにより、市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に

当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を 受けたときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金実績報告書(様式第13 号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績・効果(補助事業の効果が検証できるもの)
- (4)経費の支出を確認できる領収書の写し等 人件費の場合は、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿
- (5)補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等 (決定の取消し)
- 第18条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助 金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したり、不適切な会計処理を行ったとき
 - (2)補助金の交付決定に付した条件その他法令等、又はこれに基づく市長の処分に違反したとき
 - (3) 法令又は公序良俗に反する活動を行ったとき
 - (4) 大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱第5条第1項の 認定が取り消されたとき
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の 当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限 を決めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

- 第22条 市長は、補助事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係 書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者も補助金に よる事業の成果を役員会等で報告するとともに、各種団体等の掲示板、回覧、 機関紙等を活用して地域住民に公表し、補助金の使途への理解を深めるよう努 めるものとする。
- オ 大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱 (平成25年2月1日制定、以下「基準に関する要綱」という。)に定めるもの のほか、区長認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづ くりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営 と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、 環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに 地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。
- 2 この要綱において「校区等地域」とは、おおむね小学校区の範囲を基本とす る地域をいう。
- 3 この要綱において「市民活動」とは、大阪市市民活動推進条例(平成18年 大阪市条例第19号)第2条第1号に規定する市民活動をいう。
- 4 この要綱において「市民活動団体」とは、大阪市市民活動推進条例第2条第 2号に規定する市民活動団体をいう。

(基本原則)

- 第3条 次に掲げる要件を備えているものについて区長の認定を受けることができる。
 - (1) 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの 分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的 としていること。
 - (2) 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域の まちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会 が保障されていること。
- (3) 第1号に規定する市民活動を行う校区等地域における唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
- (4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。
- (5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項 の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が 校区等地域内の住民全体に確保されていること。
- (6) 次に掲げる活動をしていないこと。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目 的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする 活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する 公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しく は公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを 目的とする活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が基本原則を踏まえ、区又は校区等地域の状況に応じて定めた要件
- 2 第5条に定めるところにより区長の認定を受けた「地域活動協議会」に対しては、別途定める大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱により補助金を交付することができる。

(区長による認定)

第5条 区長は、「地域活動協議会」から前条の認定の申請があった場合において、当該「地域活動協議会」が第3条第1項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、「地域活動協議会」に対する区長認定通知書(様式第2号)により、当該組織に通知するものとする。

- 2 区長は、次のいずれかに該当するときは、「地域活動協議会」に対する区長 認定取り消し通知書(様式第3号)により通知し、その認定を取り消さなけれ ばならない。
- (1) 「地域活動協議会」が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 「地域活動協議会」が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他、第3条の基本原則に照らし、「地域活動協議会」が補助金を交付する団体として適当でないと認めるとき。
- 3 区長は、第1項の規定により認定をしようとするとき又は前項の規定により 認定を取り消そうとするときは、当該「地域活動協議会」が活動する校区等地 域について地域コミュニティ支援事業に係る中間支援を行う事業者の意見を聴 かなければならない。
- 4 第2項の規定により認定が取り消されたときは、補助金等交付規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- カ 地活協補助金について(事務処理要領)(令和2年3月一部改訂前のもの)
 - Ⅲ 交付手続きの注意点について
 - 5 関係書類の公開
 - (1) 各区による補助金関連書類の公開(各区交付要綱)
 - ・「補助事業にかかる事業計画書及び収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。」との条文に基づき、各区ホームページ等において、関係書類の公開を行うこと。
 - (2) 地活協による公開(基準要綱、27年1月の住民監査請求など)
 - ・地活協の認定要件に「透明性」の確保が定められていることから、区は、 地活協に対し、地活協会計全体の収支予算書や決算書等について、地域住 民がいつでも見ることができるようにしておくよう助言・指導する必要が ある。
 - 6 その他
 - (1) 地活協の運営に対する徹底した指導・支援(27年1月の住民監査請求)
 - ・27 年1月の住民監査請求において、ある地活協では、議事機関の議事録や 会計帳簿、収支決算書及び予算書等が作成されていないことが判明した。
 - ・区長は、地活協が、認定要件を「継続して満たしている」ことを確認する 必要があるとともに、認定要件を満たしていない場合は、各区認定要綱に 基づき、場合によっては認定取消をしなければならないことも視野に入 れ、地域実情に応じた適切な指導・支援を行うことが必要。
 - (2) 地活協の認定要件の継続的な確認・指導・支援(平成28年度包括外部監査)
 - ア 各区は地活協が認定要件を継続的に満たしていることを確認するための確認事項を明確にするとともに、確認したことを記録として残すことが必要。

【認定要件の継続的な確認方法】

- ・予算又は決算報告の総会後に、活動計画、報告書、収支予算、決算書、 監査報告書及び会議録などが整備され、地域住民にきちんと説明責任を果 たし得る状況になっていることの確認について、地活協からの資料入手や 現地確認結果を記録に残すなどして、適切に実施する。(認定要件チェッ クリストひな形により、確認のポイントを標準化)
- イ 地活協の会計の透明性確保のためには、各区は地活協に対し、補助対象事

業、自主事業及び受託事業といった事業別の収支を適切に整理した事業別の収支決算書を含む、地活協全体としての収支決算書が適切に作成されていることを確認するため、収支決算書の入手や現地で確認したことを記録として残すことが必要。

【認定要件の継続的な確認方法】

- ・決算報告の総会後に、地活協全体の収支決算書入手又は現地確認結果を記録し、適切に作成されていることを確認する。
- ・補助対象事業、自主事業、受託事業といった地活協の全体収支決算書が適 切に作成されていることを確認する。(収支決算書(ひな形)により、確 認のポイントを標準化)
- ウ 地活協が所有する財産の状況を示す資料 (財産目録など) が適切に作成されていることを確認するため、各区は関連資料の入手や現地で確認したことを記録として残すことが必要。

【認定要件の継続的な確認方法】

- ・決算報告の総会後に、現金、預貯金、備品及び固定資産などの所有状況資料(財産目録)を入手又は現地確認したことを記録し、適切に財産状況を示す資料が作成されていることを確認する。
- ・地活協の財産状況を示す資料が適切に作成されていること確認する。 (財産目録(ひな形)により、確認のポイントを標準化)
- エ 地活協に対し、監事監査が適切に実施されていることを確認するため、監 事監査報告書の入手や現地で確認したことを記録として残すといった対応を 講じる必要がある。

【認定要件の継続的な確認方法】

- ・決算報告の総会後に、監事監査報告書の入手又は現地確認結果を記録し、 監事監査が適切に実施されていることを確認する。
- ・監事監査報告書が適切に作成されていること確認する。
- ・監事監査チェックリスト(ひな形)をもとに、監査手法について助言指導する。

2 規約等(抜粋)

ア b 地域活動協議会規約

(運営委員会の開催)

- 第14条 運営委員会は、会長が招集する。
- 2 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき
 - (3) 第10条第2項第3号の規定により、監事から招集の要請があったとき
- 3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(運営委員会の議事録)

- 第16条 運営委員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の総数及び出席者数(委任状提出者を含む。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名押

印するものとする。

(議事録の公開)

第 17 条 地域住民は、会長に申し出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

(議決)

第22条 役員会の議事は役員総数の2分の1以上の同意をもって決する。

(議事録等)

- 第 24 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2)役員総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決があったときは、その理由を付記すること)
 - (3) 議事の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印するものとする。
- 3 前2項により作成された議事録については、第17条第1項の規定を準用する。 (事業報告及び決算)
- 第30条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに運営 委員会が作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後1月以内に役員会の承認 を受けなければならない。
- 2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除き公開するものとする。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第 33 条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿及び証票書類を 整備する。
- 2 地域住民は、会長に申し出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、役員会において協議のうえ、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。